

平成31年度当初予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市気高地区保健センターの管理運営費	中央保健センター

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
1,612	平成 32 年 ~ 34 年度					1,612

【事業の目的】

鳥取市気高地区保健センターは平成15年11月の開館以来、鳥取市(合併前は気高町)が直接管理運営を行ってきたが、経費の削減及びサービスの維持向上を図るため、平成20年度より指定管理者に施設の管理運営を委託してきた。より一層のサービスの向上を期待し、平成30年度からも指定管理者に管理運営を委託している。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

- (1) 気高地区保健センターの使用に関する業務
- (2) 気高地区保健センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2項に掲げるもののほか、気高地区保健センターの管理上市長が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

平成20年度より施設の管理運営を指定管理者に委託している。現在の指定管理者は気高地区保健センターの管理運営において、自主事業を積極的に展開している。

自主事業の一例としては子供水泳教室、大人水泳教室、リズム体操などが挙げられる。

現指定管理者	株式会社さんびる(公募)				
現指定管理料	H30 29,013千円	H31 29,013千円	H32 29,013千円		
	H33 29,013千円	H34 29,013千円	計 145,065千円		
	(現債務負担行為額 145,065千円)				

平成31年度の消費税及び地方消費税の引上げに伴い、当該増加相当額分が上記債務負担行為額超過となるため、債務負担行為額を増額変更するもの。

【今後の取組み】

2月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

- 3月 基本協定書に基づき指定管理料変更協議。
- 4月 年度協定締結。